



2023年12月28日

各位

会 社 名 リネットジャパングループ株式会社

代表者名 代表取締役社長 グループ CEO 黒田 武志

(コード番号:3556 東証グロース・名証メイン)

問合わせ先 常務執行役員グループ CFO 管理本部長 岩切 邦雄

(TEL 052-589-2292)

第24期(2023年9月期)有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、2023年12月28日開催の取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の 2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を東海財務局へ提出すること を決定致しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

- 1. 対象となる有価証券報告書 第 24 期(令和 5 年(2023 年)9 月期)有価証券報告書 (自令和 4 年(2022 年) 10 月 1 日至令和 5 年(2023 年) 9 月 30 日)
- 2. 当該有価証券報告書を提出すべき期間の末日(提出期限) 令和6年(2024年)1月4日
- 3. 延長が承認された場合の提出期限 令和6年(2024年)3月29日
- 4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2023 年 12 月 20 日付「子会社における不正融資の発覚及び 2023 年 9 月期決算における有価証券報告書提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」で公表のとおり、当社の連結子会社である CHAMROEUN MICROFINANCE PLC. (本社:カンボジア王国プノンペン都 CEO:YANNICK NICOLAS MILEV、以下「チャムロン社」)において、不適切な融資取引(以下、「本事案」)が行われていた可能性が複数判明(注)致しましたことを受け、当社は本事案について、その発生経緯、会計も含めた影響額の算定及び事業運営状況の瑕疵等の問題を把握し、適正処理及び再発防止策も含めた事業運営の適正性回復を図る観点から、本事案の十分な調査、適切な改善措置を行う必要があると判断致しました。

(注)本事案は現時点までの調査把握において2022年5月から7月頃を当初始期として開始された可能性があり、当社における本事案の把握は2023年12月8日であります。

従いまして、有価証券報告書の提出の前提となる監査報告書についても、当社監査人である PwC Japan 有限責任監査法人と協議のうえ、本事案及び類似事案の調査の結果を踏まえた、当社の連結財務諸表及び財務諸表の最終確定及び会計監査人による監査手続が未了であること等により、金融商品取引法第24条1項の提出期限までに第24期(2023年9月期)有価証券報告書を提出できないこととなりました。

こうした状況から、当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条の2第1項に基づき、当該有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を東海財務局へ提出することといた



しました。

なお、本事案の経緯および内容等につきましては、2023 年 12 月 20 日開示の「子会社における不正融資の発覚及び 2023 年 9 月期決算における有価証券報告書提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 今後の対応について

提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

本事案の今後の調査と調査結果の検証につきましては、日本及びカンボジア王国において、当 社若しくはチャムロン社と利害関係を有しない外部の会計事務所、弁護士等の参画も得たうえ で、適正な方法と意見を反映させた対応を行ってまいります。

また、今後、調査の進展につきまして本件判明の状況及び当社連結財務諸表への影響につきまして、適宜、開示を行って参ります。

以上を踏まえまして、承認がされた場合は2023年9月期決算に係る有価証券報告書提出につきましては項番3にて定められました提出期限までに提出を完了すべく対応を致します。

尚、当社は2023年6月29日に「特定子会社の異動を伴うCHAMROEUN MICROFINANCE PLC.の株式譲渡に関する契約締結のお知らせ」にて開示致しましたとおり、チャムロン社の発行済全株式を、五常・アンド・カンパニー株式会社(本社:東京都渋谷区、以下「五常」といいます。)等に対して譲渡することを決議し、同日付にて五常等との間で株式譲渡契約書を締結しております。本株式譲渡につきましては、現在、カンボジア国立銀行への申請により承認手続き中でありますが、本事案による本株式譲渡への影響については、五常等と協議中であり現時点では未定であります。

本件につきましては、株主、投資家の皆様をはじめ、総てのステークホルダーの皆様、市場関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げますとともに、事案の早期解明と適正処理、及び再発防止策について真摯に取り組むとともに、上記、有価証券報告書の延長期限内提出について承認がされた場合はその期限遵守に取り組みます。

以上